|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （様式 装83）直結加圧給水条件承諾書札幌市水道事業管理者　様令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 給水栓番号 |  |
| 設置場所 | 札幌市　　　区 |
| 所有者 | 住 所氏 名電話番号 |  |
|  |
| ☎ |
| 直結加圧装置管理人 | 住 所氏 名電話番号 |  |
|  |
| ☎ |

直結加圧給水にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理します。記１．使用者への周知について次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結加圧装置による給水についての苦情を水道局に一切申し立てません。1. 停電や故障等により直結加圧装置が停止した時、又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共同水栓を使用します。

②　直結加圧装置を設置した場合は、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾いたします。２．定期点検について直結加圧装置についての機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに１回の定期点検を行います。また、その他の吸排気弁などの給水用具についても、適切に保守します。３．損害の補償について直結加圧装置などに起因して、逆流又は漏水が発生し、水道局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって対処いたします。４．直結加圧装置所有者等の変更届について直結加圧装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に「直結加圧給水条件承諾書」の条件について継承させるとともに、本様式により速やかに水道局に届出します。５．既設配管使用の責任について既設の装置を使用し直結加圧方式にした場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。６．水道メーターの管理について直結加圧装置以下の給水装置に水道局の水道メーターを設置した場合は、水道メーターの維持管理及び計量に支障が無いようにします。７．水道メーター取替えの措置について計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際には、断水が伴うため水の使用ができなくなること。また、その連絡を受けた場合は、水道局に協力します。８．関係法令の遵守について上記各項のほか、取扱上必要な事項は、水道法及び札幌市水道事業給水条例等の関係法令を遵守して給水装置の施行及び維持管理を行うとともに、管理上の責任は所有者又は使用者であること。９．紛争の解決について上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結加圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、苦情等を水道局に一切申し立てません。10. その他水道局が計画的または緊急的に行う配水管などの水量・水圧に関する調査及び断水作業などについては、円滑に実施できるように全面的に協力します。また、その作業に伴う直結加圧装置の停止、復旧作業等の保守管理については、所有者の負担において行います。 |